

【記入例】
利用者負担「1割」の方が
午後6時以降に2時間連続して
利用した場合

利用日時の欄の訂正には、必ず
利用者様の訂正印が必要です。

利用日は、上記有効期限内である
ことを確認してください。

利用日時以外の訂正は、
ヘルパー様の印でも構いません。

事業者名は、委任状、請求書、
利用券全て、同じ表記してくだ
さい。

1回の利用で複数枚にわたる場合は、
切り取らないでください。

2時間以上連続する利用の場合、
2枚目以降の金額は空欄としてくだ
さい。

発行番号 〇〇〇〇〇〇〇-01 **大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス利用券**

有効期限 令和2年4月1日～令和3年3月31日

利用者	住所	東京都大田区雪谷大塚町4番6号	
	氏名	調布 一子	生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
利用時間	この券1枚につき1時間(1時間未満の利用は不可)		利用者負担 1割
利用日時		時間数	利用枚数
R2年 4月 8日(水) 18:00～20:00		2	2
※ 利用時間は24時間表記(例 12:00～13:00) ※ 利用日時の訂正は、利用者様の訂正印が必要です。			夜間加算(午後6時以降利用開始) あり
区負担金額		サービス内容(該当するものに〇)	
利用時間分	5,850円	掃除 洗濯 調理 見守り 排泄介助 食事介助 買い物	利用者確認印(スタンプ印不可)
夜間加算分	1,800円	入浴・清拭 通院介助 外出介助 その他()	調布
サービス提供事業者	事業者名	株式会社 蒲田サービス	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇	

【問合せ及び提出先】
大田区 〇〇地域福祉課
高齢者地域支援担当
【電話】()

※ 利用できるのは午前8時から午後8時までです。
※ サービス利用開始時間が午後6時以降の場合、その利用時間に応じて夜間加算があります。

* この利用券は利用者以外の使用はできません。譲渡・販売・コピーは固く禁じます。

ここは全て機械で印字されています。
転居等により住所を修正している場合もあ
りますが、大田区内の住所の場合はそのまま
提出ください。利用者が区外にいる場合は
当サービスは利用できません。

(1) 利用券は1時間単位でしか使えません。
【例1】1時間に満たないサービスの場合
→ 利用券は使えません
【例2】1時間30分のサービスの場合
→ 1時間は利用券を使えますが、残り30分は
自費となります。
(2) 連続する2時間以上のサービスの場合、
本記入例のように連続する時間で記入して下
さい。
※9:00～10:00と10:00～11:00 に分けて
1枚ずつ利用券を作成するのは誤りです。

利用者印は利用券ごとに、必ず朱肉を用いる
もので押印してください。
(スタンプ印は不可)

委任状と同じ印を押してください。

お手数ですが、2時間以上連続利用の
場合、同じ内容を利用枚数分の券に記入
して下さい。

転居した場合は、転居後の管轄の地
域福祉課へ提出してください。

発行番号 〇〇〇〇〇〇〇-02 **大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス利用券**

有効期限 令和2年4月1日～令和3年3月31日

利用者	住所	東京都大田区雪谷大塚町4番6号	
	氏名	調布 一子	生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
利用時間	この券1枚につき1時間(1時間未満の利用は不可)		利用者負担 1割
利用日時		時間数	利用枚数
R2年 4月 8日(水) 18:00～20:00		2	2
※ 利用時間は24時間表記(例 12:00～13:00) ※ 利用日時の訂正は、利用者様の訂正印が必要です。			夜間加算(午後6時以降利用開始) なし
区負担金額		サービス内容(該当するものに〇)	
利用時間分		掃除 洗濯 調理 見守り 排泄介助 食事介助 買い物	利用者確認印(スタンプ印不可)
夜間加算分		入浴・清拭 通院介助 外出介助 その他()	調布
サービス提供事業者	事業者名	株式会社 蒲田サービス	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇	

【問合せ及び提出先】
大田区 〇〇地域福祉課
高齢者地域支援担当
【電話】()

※ 利用できるのは午前8時から午後8時までです。
※ サービス利用開始時間が午後6時以降の場合、その利用時間に応じて夜間加算があります。

* この利用券は利用者以外の使用はできません。譲渡・販売・コピーは固く禁じます。